



迷子は
イヤにや

大切な家族と
離ればなれに
ならないために…

ペットに
マイクロチップを
装着しましょう!

お問い合わせ 千葉県健康福祉部衛生指導課 TEL 043-223-2642

CHIBA

マイクロチップの装着はペットに対する愛情の印です

マイクロチップ装着制度について

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、令和4年6月1日からマイクロチップに関する新たな制度が始まりました。

- ペットショップ等の犬猫販売業者には、取得した犬猫へのマイクロチップ装着と指定登録機関への情報の登録が義務付けられました。
- 犬猫の飼い主の皆様には、飼っている犬猫にマイクロチップを装着するよう努めることが規定されました。
- 飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着した場合やマイクロチップが装着された犬猫を購入した・譲り受けた場合は、指定登録機関への**情報の登録・変更登録**が必要です。
- 市町村によっては、登録したマイクロチップが狂犬病予防法に基づく鑑札とみなされる場合があります。詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。



チーバくん

マイクロチップって何？

生体適合ガラスで包まれた個体識別用の電子機器で、15桁の数字が記録されています。

犬猫の場合、頸部の皮下に獣医師が専用の注射器を用いて埋込みます。皮膚の外側から専用の読取機（リーダー）をかざすことで、記録された数字を読み取ることができます。

脱落する心配が少なく、安全性の高い動物の個体識別の方法として、世界中で広く普及しています。

マイクロチップが装着されていることで、ペットの身元証明となり、迷子や災害で飼い主と離ればなれになっても、飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなります。



手続きの方法

指定登録機関にオンライン又は郵送にて申請等を行います。

- **飼い主情報の登録・変更登録**
マイクロチップを装着した日・飼い主が変更になった日から30日以内に申請（オンライン300円、郵送1,000円）
- **住所や電話番号等の登録内容の変更**
変更があった日から30日以内に届出（手数料無料）
マイクロチップを装着した犬猫が亡くなった場合も届出が必要です。

登録・変更登録後に交付される「登録証明書」は変更の届出等の各種手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

犬と猫のマイクロチップ情報登録窓口

環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会
TEL 03-6384-5320
登録サイトURL <https://reg.mc.env.go.jp>

※既に民間事業者が実施している登録制度(AIPO等)とは異なりますのでご注意ください

不幸な動物を無くすために…

千葉県では、毎年、飼い主がわからない犬や猫が数多く動物愛護センターに保護されています。

県内にある保健所や動物愛護センターには、リーダーが配備されており、動物を保護した場合、必ず、マイクロチップの有無を確認しています。

飼い主の元に帰りたくても帰れない、不幸なペットを無くすためにも、マイクロチップ装着によるペットの身元証明を行いましょう。



リーダーによる数字の読取



マイクロチップ
(実寸大)